

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和2年4月28日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャンボエンチャー藤枝店 藤枝市築地一丁目7-30

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社エンチャー 富士市中央町二丁目12-12 代表取締役 遠藤健夫

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	変更前	変更後
平面駐車場	93台	86台
屋上駐車場	181台	94台
合計	274台	180台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	変更前	変更後
駐輪場①	13台	13台
駐輪場②	4台	9台
駐輪場③	5台	—
合計	22台	22台

4 変更年月日

令和2年12月14日

5 届出年月日

令和2年4月13日